

令和5年度 戸畑区リハビリテーション連絡協議会 活動報告書

項目	内容	備考
組織構成	会長：都甲 哲生（所属：戸畑けんわ病院） 副会長：久保 貴照（所属：戸畑リハビリテーション病院） 梅田 洋輝（所属：戸畑総合病院） 運営委員：.....15名	
活動方針（テーマ）	ネットワークづくり（職種間連携の再構築）	
年度目標	交流会を開催することで、戸畑区内のリハ職間連携の再構築を図る。	
活動実績	①運営会議（3回）	
	②三役会議（5回）	
	③他機関（他部署）が主催する委員会や委員が出席した会議（5回）	会議名： 多職種連携会議
	④研修会（0回）	職種： 内容： 場所： 開催日時： 開催方法： 参加者数：
	⑤交流会（1回）	職種：PT、OT、ST 内容：交流会（名刺交換会） 場所：戸畑区役所大会議室 開催日時：10月19日 開催方法：集合型式 参加者数：42名
	⑥講師、委員派遣（1回）	内容：嚥下障害について 派遣先：浅生市民センター 日時：12月6日 対象者数：
		内容： 派遣先： 日時： 対象者数：
	⑦作成物	内容（タイトル）： 配布先： 作成部数（紙の場合）： 媒体：
	⑧リハ協に関する相談など（0件）	主な内容（職種）：
⑨その他の取組み	主な内容（職種）：	
合同勉強会への参加	参加者数（4人）	
活動成果	交流会（総会・名刺交換会）を開催し、各施設の状況の把握や顔の見える関係づくりを行うことができた。また、交流会の開催により戸畑区リハ協の活動を知ってもらい新たな運営委員の加入があった。	
次年度の課題	令和5年度は3役が中心となり交流会などの企画を決めていたが、次年度は運営委員全体で企画を決めることができるようにするため、運営委員を3つの企画チームに分け、各勉強会・交流会の準備を進める	

戸畑区リハビリテーション連絡協議会
運営委員名簿
(令和5年度)

		氏名	所属	職種
1	会長	都甲 哲生	戸畑けんわ病院 回復期通所リハビリテーション科	作業療法士
2	副会長	久保 貴照	戸畑リハビリテーション病院 リハビリテーション科	理学療法士
3	副会長	梅田 洋輝	戸畑総合病院 リハビリテーション科	理学療法士
4	運営委員	徳田 光弘	戸畑けんわ病院 回復期通所リハビリテーション科	作業療法士
5	運営委員	志田 啓太郎	戸畑リハビリテーション病院 在宅支援科	理学療法士
6	運営委員	江河 佑美	戸畑リハビリテーション病院 在宅支援科	作業療法士
7	運営委員	田原 毅	戸畑リハビリテーション病院 在宅支援科	理学療法士
8	運営委員	大森 政美	戸畑共立病院 リハビリテーション科	言語聴覚士
9	運営委員	都甲 幹太	介護老人保健施設あやめの里	作業療法士
10	運営委員	伊藤 圭一	介護老人保健施設あやめの里	理学療法士
11	運営委員	久々宮 真紀	あやめ訪問看護ステーション	作業療法士
12	運営委員	柳井 耕太	戸畑総合病院 リハビリテーション科	理学療法士
13	運営委員	中山 直紀	戸畑総合病院 リハビリテーション科	理学療法士
14	運営委員	宮部 篤志	戸畑総合病院 リハビリテーション科	理学療法士
15	運営委員	鬼塚 大悟	特別養護老人ホーム戸畑大谷園	作業療法士
16	事務局	野村 隆幸	戸畑区役所保健福祉課	係長・ 事務職
17	事務局	片山 充	戸畑区役所保健福祉課	理学療法士
18	(事務局)	佐藤 美香	保健福祉局地域リハビリテーション推進課	係長・ 作業療法士
19	(事務局)	金澤 紀子	保健福祉局地域リハビリテーション推進課	理学療法士
20	(事務局)	宮下 佑一	保健福祉局地域リハビリテーション推進課	言語聴覚士

令和5年度 戸畑区リハ協交流会（総会）報告書

開催日時:令和5年10月19日(木)18:30~19:30

開催場所:戸畑区役所 大会議室

参加者数:42名(PT23名、OT10名、ST3名、行政職6名)

第1部 総会

議事1 戸畑区リハビリテーション連絡協議会 活動報告について …承認
都甲会長が令和5年度の活動について報告する。

議事2 運営委員について…承認

運営委員について紹介し、令和5年度も継続して活動する。



写真1 活動報告



写真2 運営委員紹介

第2部 交流会

梅田副会長が目的説明を行ったのち、6~7人の6グループで、名刺を交換しながら所属の特徴等について20分間、意見交換を行った。次にフリータイムを20分間設けて、各自で交流を行った。



写真3 オリエンテーション



写真4 グループでの様子



写真5 フリーでの様子

令和5年度 戸畑区リハ協交流会（総会）参加者アンケート結果

配信時期：令和5年10月19日（木）

場 所：戸畑区役所（3階）大会議室

申込者：36名

参加者：42名（内訳 申込者36名、行政6名）

回答者：32名（回収率：88.9%）

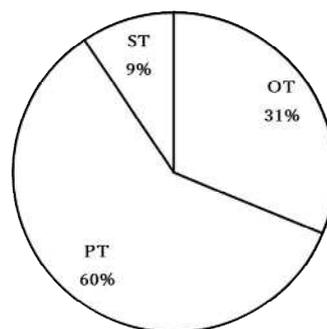
□ 参加職種(申込者のみ)

〔職種別〕行政除く	人数（人）
理学療法士	23
作業療法士	10
言語聴覚士	3
計	36

□ 回答者属性

〔職種別〕

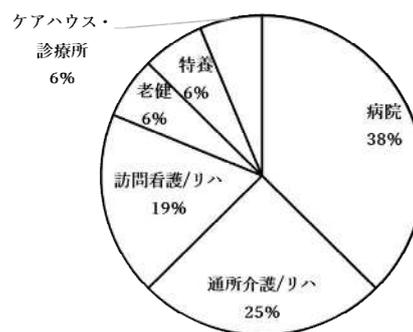
職 種	人数（人）
理学療法士	19
作業療法士	10
言語聴覚士	3
計	32



□ アンケート結果

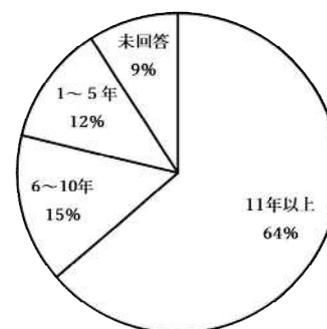
問1 所属機関

	人数（人）
病院	12
通所介護/リハ	8
訪問看護/リハ	6
老健	2
特養	2
ケアハウス	1
診療所	1



問2 経験年数

	人数(人)
11年以上	21
6～10年	5
1～5年	4
未回答	3



問3 本日の内容はいかがでしたか。

	人数	時間	内容
ちょうどよい・満足	32	26	28
多い、少ない	0		
短い		6	
普通			4
満足度 (%)	100	81	88

感想

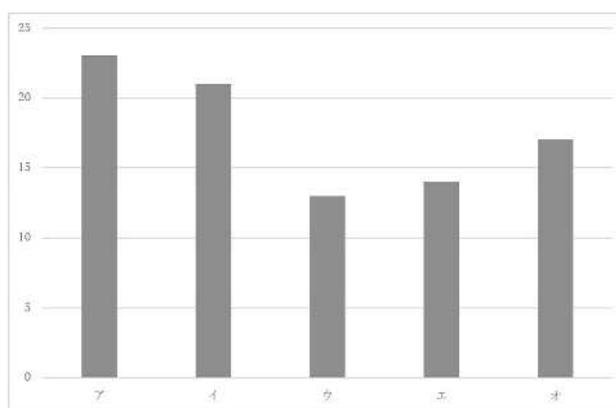
- いろいろな方とお話が出来、大変よい会だと思いました。
- とても良い意見交換ができました。
- もう少し時間があれば、楽しかったです
- 他施設の方と関わるのが初めてだったので、色々なお話ができてよかったです。
- 同じ戸畑区内でも ST がいるところいないところと知らないことが多く参考になりました。
- 同じ地域でありながら各々の領域で知らないことがかなり多くありました。知る機会になって顔見知りにもなってよかったです
- 様々な職種の方と意見交換できて勉強になりました。

問4 次回も参加したいですか？

	人数(人)
はい	31
未回答	1

問5 戸畑区リハ協に期待すること

	人数(人)
ア：他機関の取組を知りたい	23
イ：医療と介護の連携方法について知りたい	21
ウ：サロン活動等の地域の情報を知りたい	13
エ：制度や行政の情報を知りたい	14
オ：多職種との交流を持ちたい	17



問5 連携において感じる課題

- 地域の関連職種と交流する機会がない
- 地域資源をどのように有効的に使っていか、制度の中だけでとどまらず、一緒に考えていきたい。
- 目的の具体的な方法を知りたい

戸畑区リハビリテーション連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「戸畑区リハビリテーション連絡協議会」(以下、「リハ協議会」という)とする。

(目 的)

第2条 リハビリテーション専門職及びリハビリテーションに関心のある保健・医療・福祉関係者が連携体制を確立し、リハビリテーションに関する情報交換や地域貢献を図り、もって地域リハビリテーションの円滑な推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 リハ協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者や障害者(児)等に対するリハビリテーションの調査及び研究
- (3) 地域支援事業(介護予防教室等)への支援
- (4) 市民センター等での講演活動
- (5) その他目的を達成するために必要な取り組み

(組 織)

第4条 リハ協議会は、次の各号に掲げるもの(以下「会員」という)で構成する。

- (1) 戸畑区内に居住するもしくは戸畑区内で保健、医療、福祉業務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- (2) 戸畑区内で保健、医療、福祉業務に従事するもの

(役 員)

第5条 リハ協議会に会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、リハ協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(企画運営委員会)

第6条 第3条に掲げる業務を円滑に運営するために企画運営委員を置く。

- 2 企画運営委員は30名以内とし、会員の中から選出する。
- 3 会長は、企画運営委員会を必要に応じて開催する。
- 4 企画運営委員会では、必要に応じて部会を設置する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条 リハ協議会は、次の会を開催する。

(1) 総会（役員改正時）

(2) 定例会

2 リハ協議会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。

(事務局)

第9条 リハ協議会の事務局は、戸畑区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係内に置き、事務を処理する。

(守秘義務)

第10条 リハ協議会の会員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、リハ協議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

(その他)

第12条 リハ協議会は、戸畑区医師会、福岡県理学療法士会、福岡県作業療法士協会、福岡県言語聴覚士会、戸畑区地域福祉推進協議会等との連携に取り組むものとする。

(付則)

1 この会則は、平成19年6月1日から施行する。

(付則)

1 この会則は、平成21年6月1日から施行する。

(付則)

1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

(付則)

1 この会則は、平成25年6月1日から施行する。